

名古屋市犯罪被害者等ニーズ調査 結果報告書

平成29年7月

名古屋市

(委託先：公益社団法人 被害者サポートセンターあいち)

目 次

調査の概要（回答者の属性：問1・問2）	1
調査結果	
問3 項目別調査	
(1) 生活・経済面について	3
(2) 心身の不調について	5
(3) 警察・検察・裁判所での手続きについて	7
(4) 役所での手続きについて	9
(5) 加害者について	11
(6) 人間関係について	12
(7) その他、悩まれた問題について	14
問4 二次被害について	15
問5 (1)(2) 必要な支援について	19
(3) 相談・支援機関について	22
問6 事件後にどのような情報を知りたかったか	25
問7 その他自由意見	26
ニーズ調査票	27

調査の概要

1 調査の目的

名古屋市が「名古屋市犯罪被害者等支援条例（仮称）」の制定に向けて検討するにあたり、犯罪被害者等が求める支援施策を把握し、意見、要望等を条例に反映させることを目的に本調査を実施した。

2 調査の方法

(1) 調査対象

公益社団法人被害者サポートセンターあいちの支援対象者及び協力団体（NPO 法人犯罪被害当事者ネットワーク緒あしす及び TAV 交通死被害者の会）の会員もしくは協力団体に関わりのある犯罪被害者等。

(2) 調査方法

上記調査対象者に対して調査の趣旨を説明したうえで調査票を配布し、郵送により回収した。

(3) 調査期間

調査期間は、平成 29 年 1 月 17 日から順次発送・配布を開始し 2 月 28 日を回答期限とした。

3 回答者の属性（問 1～問 2）

回答総数 75 人

年 代	20 歳未満 1 人 20 歳代 2 人 30 歳代 1 人 40 歳代 13 人 50 歳代 19 人 60 歳代 22 人 70 歳以上 16 人 不明 1 人
性 別	男 31 人 女 43 人 不明 1 人
居 住 地	名古屋市内 12 人 名古屋市外 62 人 不明 1 人
罪 種	殺人・傷害致死 47 人 傷害 2 人 交通被害 23 人 強盗 7 人 性被害 1 人 その他 11 人
事件からの経過年	1 年未満 4 人 1～5 年未満 16 人 5～10 年未満 17 人 10 年以上 37 人 不明 1 人
被害者との関係	被害者本人 3 人 配偶者 5 人 親 47 人 子ども 16 人 きょうだい 7 人 その他 1 人

※罪種及び被害者との関係はその内容が複数に亘るため回答者総数より多い。

4 集計方法

- (1) 回答を集計し、無回答も含め、回答総数に占める割合を算出しグラフ化した。
- (2) 自由記述部分については、個人や事件を特定できる情報が含まれるため、回答の一部を抜粋し、内容を一部編集のうえ掲載。

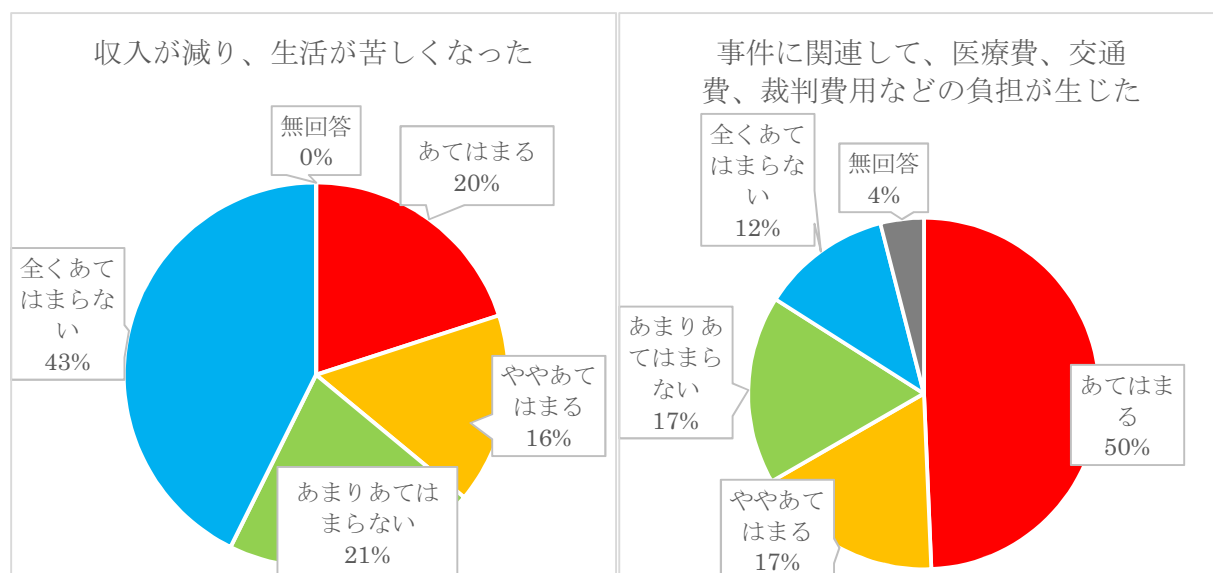
5 回答者への謝意

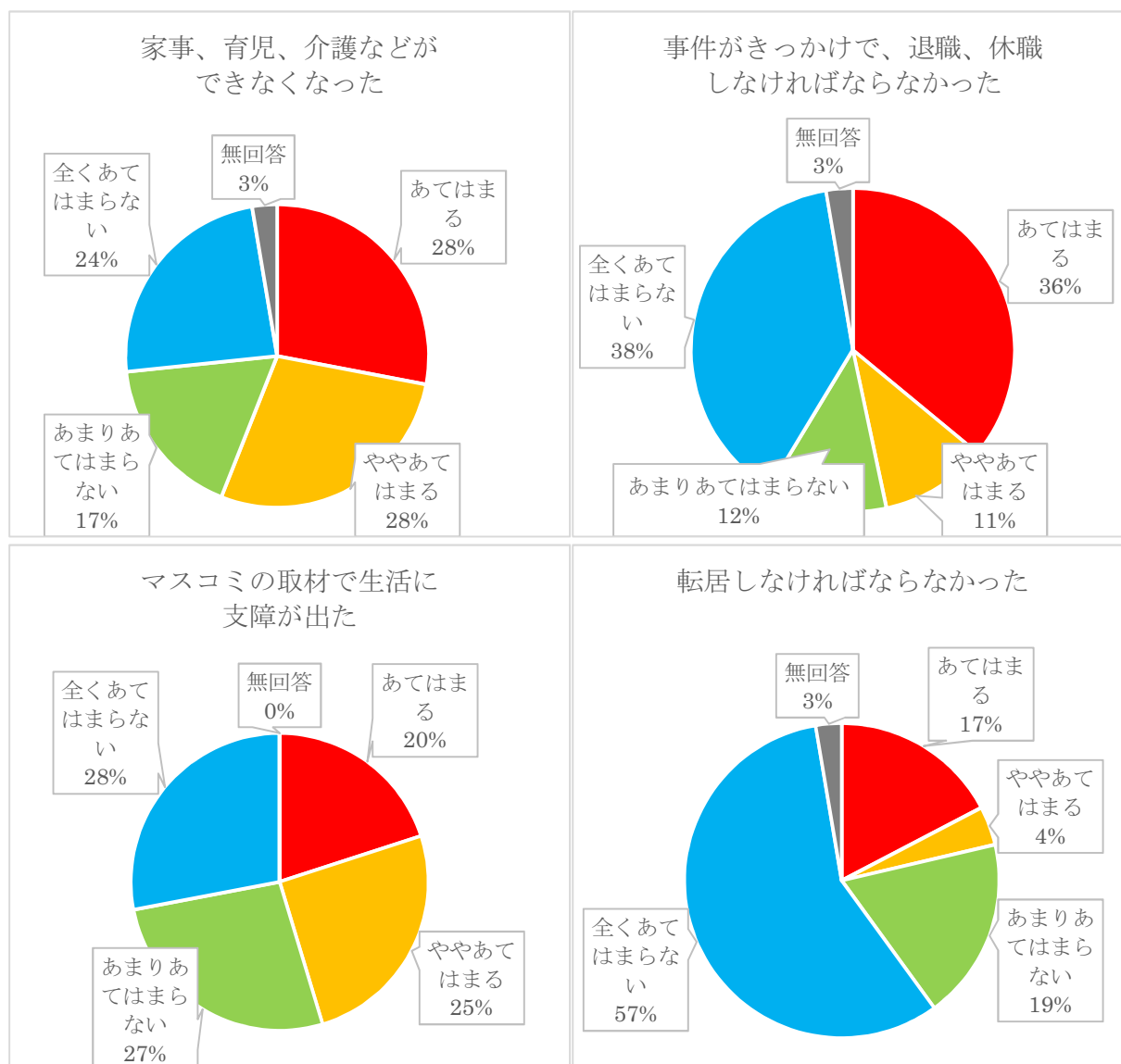
今回の調査にご協力いただくにあたり、犯罪被害の当事者として辛い事件を顧みていただきありがとうございました。ご回答いただいた方は、勇気を振り絞って、今後被害者になるかもしれない方々のため、少しでもお役に立てればとの思いから回答していただいたことに重ねて感謝申し上げます。

問3 被害に遭った後、どのような問題に悩まされましたか。それぞれの項目についてお答えください。（あてはまるもの1つに○）

（1）生活・経済面について

項 目	全くあてはまらない	あまりあてはまらない	ややあてはまる	あてはまる	無回答
収入が減り、生活が苦しくなった	43%	21%	16%	20%	0%
事件に関連して、医療費、交通費、裁判費用などの負担が生じた	12%	17%	17%	50%	4%
家事、育児、介護などができなくなった	24%	17%	28%	28%	3%
事件がきっかけで、退職、休職しなければならなかった	38%	12%	11%	36%	3%
マスコミの取材で生活に支障が出た	28%	27%	25%	20%	0%
転居しなければならなかった	57%	19%	4%	17%	3%
その他、生活・経済面で悩まれた問題がありましたら、ご記入ください。					





自由記述部分の回答

- 暫くは家事などが手につかなかった。
- 事件の影響で転居しなければならなかった。
- 何をしてもいいか不安で落ち着かない。
- 事件直後は食事を作る事が大変苦痛だった。
- 引っ越して預金が無くなり不安。
- これからどうして生きていけばよいか途方に暮れた。
- 日常生活すべてができなくなった。
- 子どもも学校へ通うのが困難な時期があった。
- 他の子どもに目が行き届かなくなり、後で問題が出てきた。
- 「まだ他に兄弟姉妹がいるからよかったね」と言われた。
- 事件現場が家でその後処理に困り、リフォーム費用がかかった。
- 行き慣れた場所へ行く道も分からなくなる等、今まで普通に出来ていた事が出来なくなった。
- 裁判に関連する費用を負担しなければならなかった。
- 裁判準備等で会社を何日も休む必要があり、仕事やその後の人生に影響が出ている。

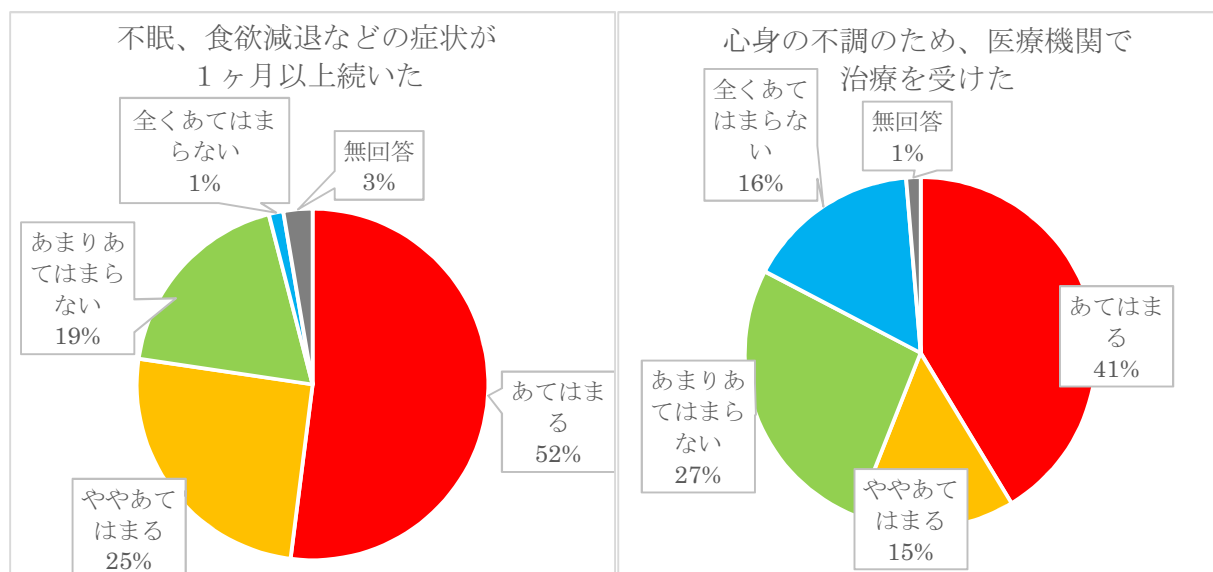
考察

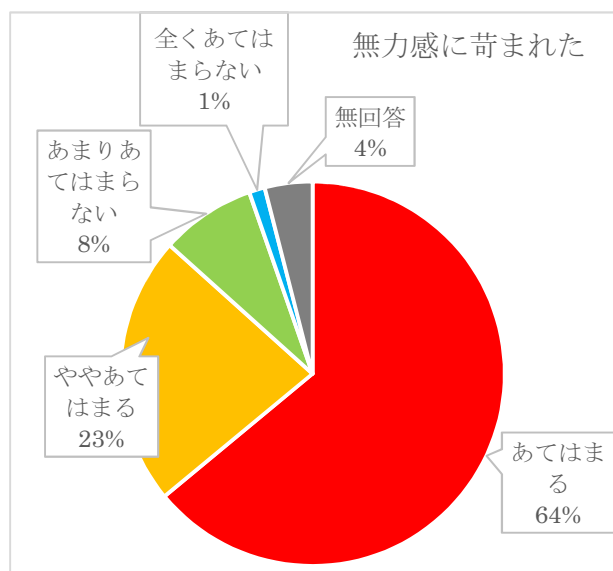
事件に関連して、医療費、交通費、裁判費用などの負担が生じたかという問いに対して、7割近くがあてはまる・ややあてはまると回答しており、自由記述でも同様の回答があるため、これらの負担の軽減が必要だと思われる。

家事・育児・介護などができなくなったかという問いに対して、過半数があてはまる・ややあてはまると回答しており、自由記述でも家事などが手につかないといった回答があるため、日常生活への支援が必要だと思われる。

(2) 心身の不調について

項 目	全くあてはまらない	あまりあてはまらない	ややあてはまる	あてはまる	無回答
不眠、食欲減退などの症状が1ヶ月以上続いた	1%	19%	25%	52%	3%
心身の不調のため、医療機関で治療を受けた	16%	27%	15%	41%	1%
無力感に苛まれた	1%	8%	23%	64%	4%
その他、心身の不調で悩まれた問題がありましたら、ご記入ください。					





自由記述部分の回答

- 精神安定剤、睡眠薬を服用している。
- 胃腸の具合が悪くなった。
- 過度の緊張をする。
- 悲しみ、絶望感による無気力。
- 自宅でひとりで居る事ができなくなった。
- うつ、パニック障害等で心療内科に通院。
- 自殺を考えた事がある。
- 不眠が今でも続いている。
- 子供は長い目での見守りが必要。
- もどかしさで、イライラがつのっていく。
- 何年経とうが、亡くなった家族のことを一日に何度も思い出す。
- 疲れ果て、アルコールに頼る毎日。
- ストレスから病院に通い薬を何年も飲み続ける。
- 家族や親族、周りの人すべてに対する人間不信。
- 「前を向いてはいけない、立ち直るべきではない」という気持ちばかり。
- 何年経とうが、心身の痛みは消えない。
- 人前に立てなくなり、仕事に支障をきたす。
- 医療機関に心と体のつながりや精神的ケアへの理解がないと感じる。
- フラッシュバックがあった。
- 眠りが浅くなった。
- 毎日怖い夢を見る。
- もう一度事件前に戻りたい。
- 自責の念にかられる。
- 生きていることに罪悪感。
- 思い出すたび精神的に参る。

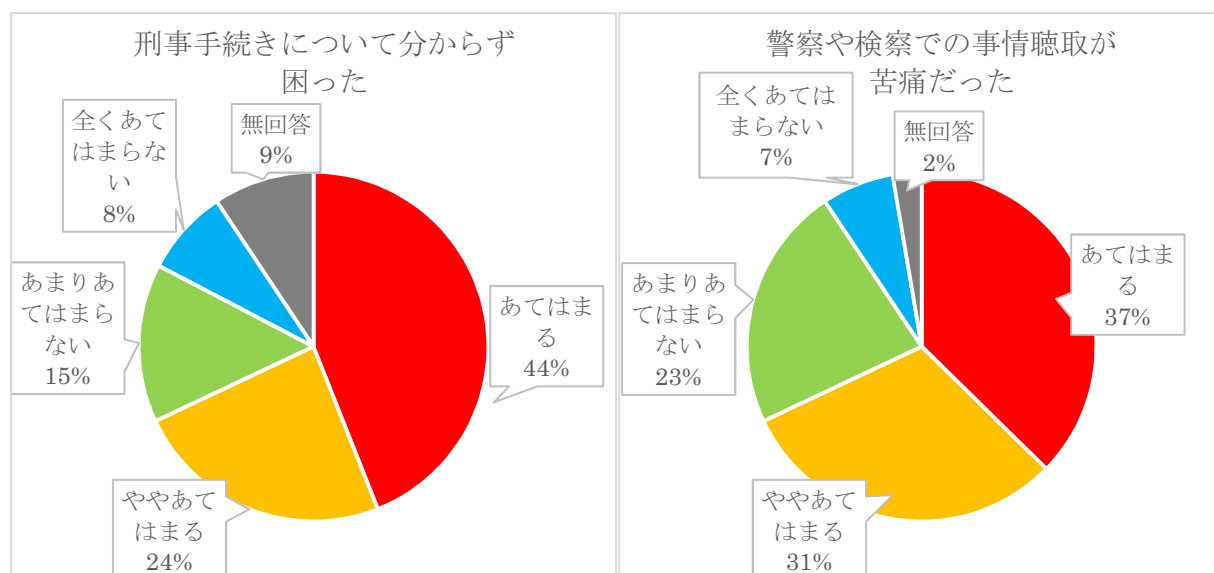
考察

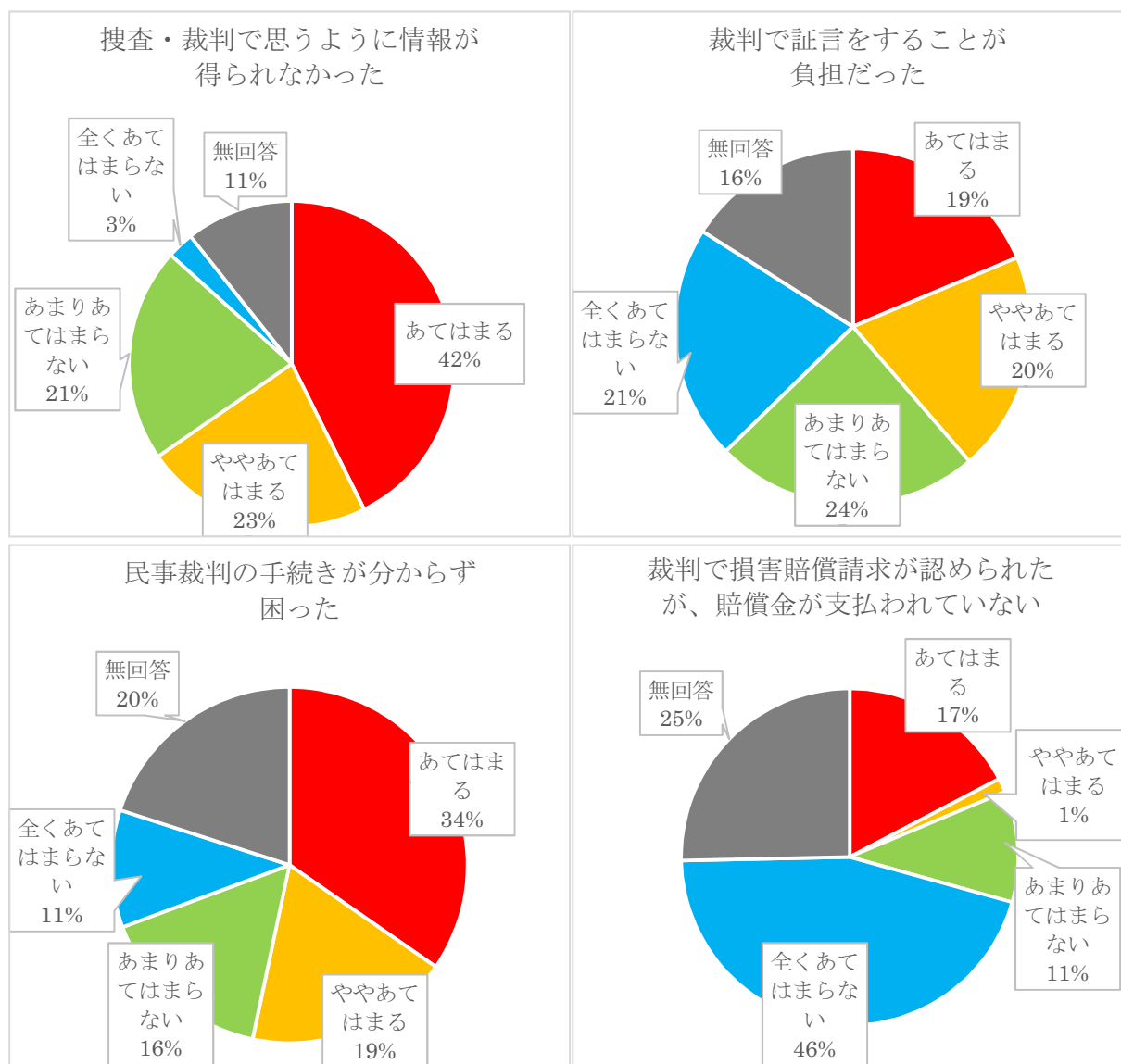
全ての設問について、あてはまるという回答が最も多く、自由記述でも様々な精神的被害に関する回答があることから、安心して相談できる医療機関・専門家によるケアなど、心身の不調を軽減し、回復するための支援が必要だと思われる。

また、自由記述において、長期にわたり心身の不調を抱えているという回答も多く、精神的な被害の回復にはかなりの時間を要することが分かり、中長期的な支援が必要だと思われる。

(3) 警察・検察・裁判所での手続きについて

項 目	全くあてはまらない	あまりあてはまらない	ややあてはまる	あてはまる	無回答
刑事手続きについて分からず困った	8%	15%	24%	44%	9%
警察や検察での事情聴取が苦痛だった	7%	23%	31%	37%	2%
捜査・裁判で思うように情報が得られなかった。	3%	21%	23%	42%	11%
裁判で証言をすることが負担だった	21%	24%	20%	19%	16%
民事裁判の手続きが分からず困った	11%	16%	19%	34%	20%
裁判で損害賠償請求が認められたが、賠償金が支払われていない	46%	11%	1%	17%	25%
その他、警察・検察・裁判所での手続きで悩まれた問題がありましたら、ご記入ください。					





自由記述部分の回答

- 警察で何度も同じ事を聞かれた。
- 損害賠償金は支払われていない。
- 損害賠償金が支払えない場合、国が立て替えて被害者に支払い、国が加害者に請求すればいいと思う。
- はじめてのことで何もわからない。
- やるべき事が多い。
- 警察官・検事・裁判官の心ない言葉や横柄な態度で傷つけられた。
- 犯罪被害者給付金と民事訴訟（損害賠償金）との関係が良くわからず、十分な説明が得られなかった。
- 証拠品として何を持ち出されたのかわからないので、一覧表があるとよい。
- 被害者に弁護士がいるかもわからず、誰に聞いていいかもわからず不安な時期があった。
- 裁判の流れが全く分らない。
- 警察官の態度に憤り。
- サポート的な制度等が全くなく直面したすべてのことに手探り。

- いちいち時間がかかる。
- 弁護士と一緒にいくと私たちだけの時とは、検事の態度が明らかに違って不快。
- 詳しい状況を警察は早く開示してくれなかった。
- なぜ被害者がここまでしなくてはならないのか。
- 悲しみのほうが強く、何も知識がなく、後でいろいろ後悔した。
- 状況を教えてもらえないのに、遺族の気持ちを聞かせてほしいと言われ、困った。
- 自分たちの意向に沿う弁護士を探すのに苦労した。
- 裁判所での全ては苦痛だった。
- 何が必要でどんな選択肢があるのか、どの機関でも説明されなかった。
- 未解決で検察・裁判所のことはわからない。
- 毎回毎回一から話さないに対応してくれない。せめて担当部署内では把握しておいてほしい。
- 損害賠償請求は認められたが、回収の見込みはなく、加害者の反省や被害回復には繋がらない。
- 聴かれることばかりで教えてもらえない。

考察

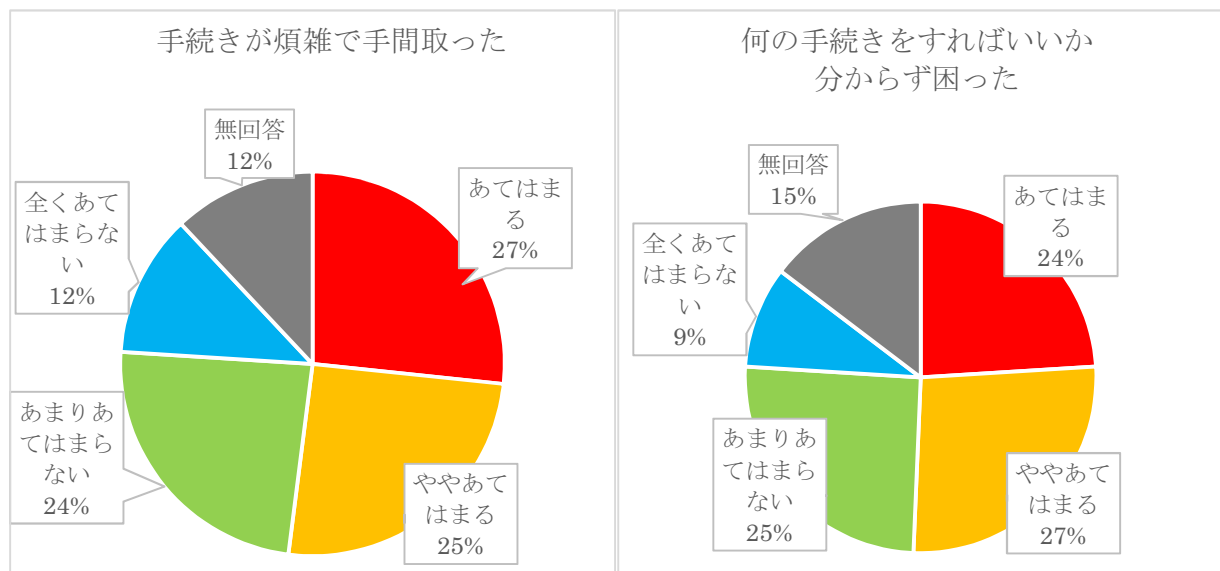
刑事・民事裁判ともに手続きが分からず困ったという回答が最も多く、また、捜査・裁判で思うように情報が得られなかったかという問いに対しては、7割以上があてはまる又はややあてはまると回答していることから、分かりやすい情報の提供や手続きの支援が必要だと思われる。

また、手続きの際に二次的被害を受けたという回答もあることから、二次的被害に留意した対応が必要だと思われる。

損害賠償請求に関しては、約6割の方が全くあてはまらないと回答しているが、他機関の調査（損害賠償命令制度の対象となる事件を対象とした調査）では、裁判等で損害賠償が確定したケースは半数以下という結果が出ていることから、全くあてはまらないと回答した方の大半が、裁判で損害賠償請求が認められた事例ではないと推測される。また25%の方が無回答であり、こちらも裁判で損害賠償請求が認められた事例ではないと推測される。それ以外の回答ではあてはまるという回答が最も多いため、損害賠償がなされない状況に対処することが必要だと思われる。

（４）役所での手続きについて

項 目	全くあてはまらない	あまりあてはまらない	ややあてはまる	あてはまる	無回答
手続きが煩雑で手間取った	12%	24%	25%	27%	12%
何の手続きをすればいいか分からず困った	9%	25%	27%	24%	15%
その他、役所での手続きで悩まれた問題がありましたら、ご記入ください。					



自由記述部分の回答

- 相談する場所がどこかわからない。
- 何を手続きしたのか覚えていない。
- 書類がたくさんあり、とても大変。
- 何をいつまでに提出する必要があるのか、どのような制度が利用できるか全くわからなかった
- ので、窓口職員の専門職を設置してほしい。
- 必要書類の提出期限の猶予や時間外、土曜・日曜の対応があるとありがたい。
- 一日で終わらず、電話してもらい回しにされ、結局わからないままとなったことがあった。
- 書類の不備などで何度も足を運ばなければならない。
- 窓口職員の質によるが、制度を理解していない、説明の仕方が悪い、何に困っているのか聞こう
- としない。
- 手続きすること自体がやりきれない気持ち。
- 苦しくて涙があふれて窓口で困りました。
- 手続きに1か月かかると言われ非常に困惑。
- 死体検案書がたらい回しされた。多くの人に読まれとても不快。
- 死体検案書を見せること自体が苦痛。一度で済む案内がほしい。
- 待たされた。スムーズな対応体制がとれていない。
- 加害者の関係者が役所窓口にて行き辛かった。
- 死亡届を提出するのは苦痛だった。
- 難しい言葉が多い。

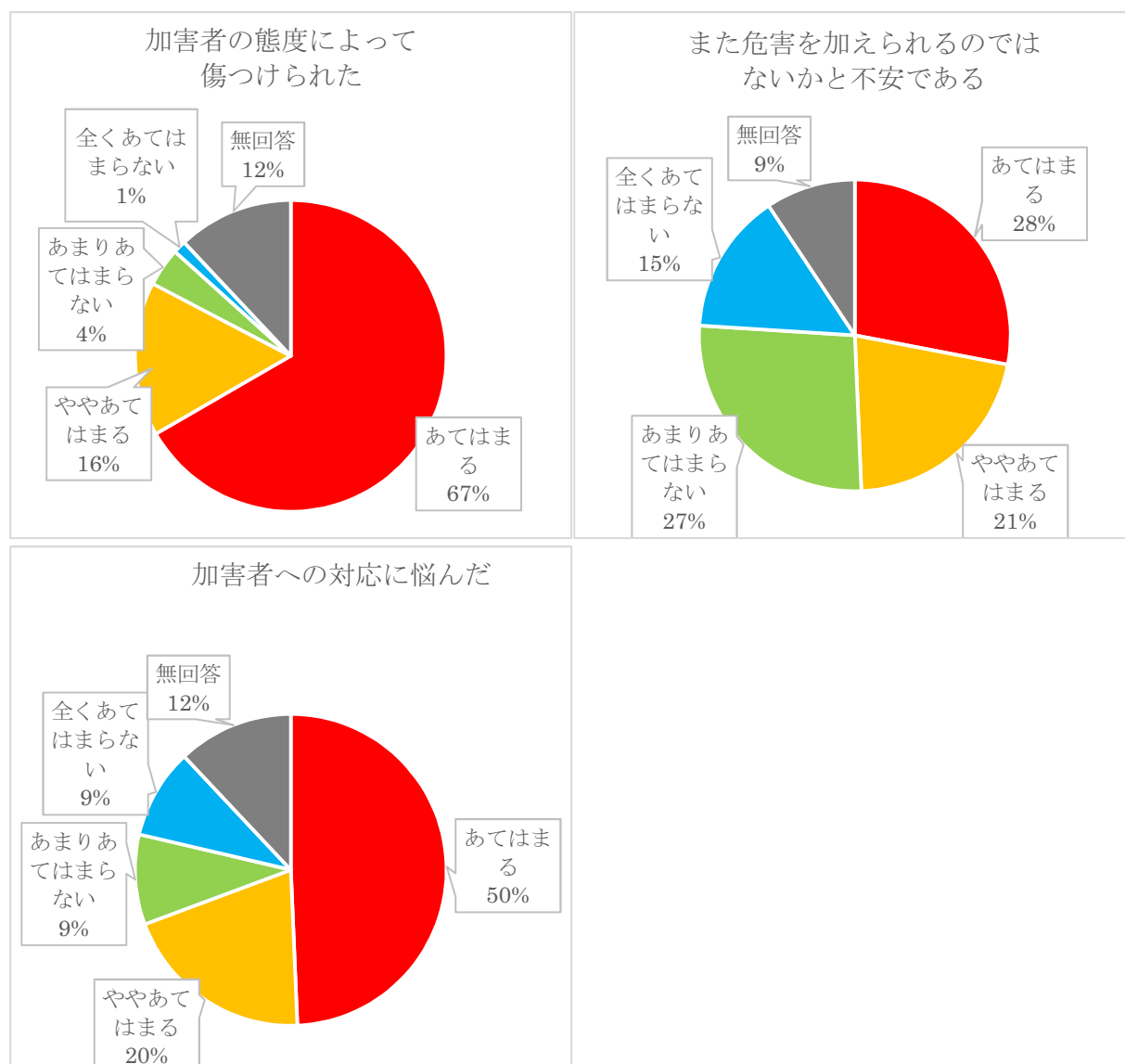
考察

役所の手続きに関しては、回答者以外の方が役所での手続きを行ったため、回答者が役所での手続きを行っていないことが想定される中で、いずれの設問も半数以上があてはまる又はややあてはまると回答している。また、「覚えがない」「記憶がない」という記述もあり、直後で混乱・動転している様子も分かることから、必要な手続きに関する情報提供と、手続きの支援が必要と思われる。

また、相談先や支援制度が分からないという回答もあることから、相談窓口や支援制度等に関する普及・啓発が必要だと思われる。

(5) 加害者について

項 目	全くあてはまらない	あまりあてはまらない	ややあてはまる	あてはまる	無回答
加害者の態度によって傷つけられた	1%	4%	16%	67%	12%
また危害を加えられるのではないかと不安である	15%	27%	21%	28%	9%
加害者への対応に悩んだ	9%	9%	20%	50%	12%
その他、加害者について悩まれた問題がありましたら、ご記入ください。					



自由記述部分の回答

- 同じ地域に帰ってきた。
- 近所に住んでいる。
- 罪を償ってほしい。
- 未解決のため書けない。
- 常識がないところにイライラ。
- 加害者家族の言葉や態度に傷つけられた。
- 全く反省している様子がみられない。
- 今もどこかで生きていると思うと怖い。
- 加害者の弁護士が被告に有利になるよう動くことで傷つけられた。
- 加害者の発言のほとんどはウソで、謝罪の言葉はなかった。
- 加害者のことまで考える余裕がない。
- 加害者弁護人に酷く傷つけられた。
- 謝罪よりもしっかりとした対応、行動をとってほしい。
- 加害者の姿を見るたび自分たちだけもう元に戻れないと感じて辛く悲しく苦しい。
- 謝罪より自己防衛の加害者の態度。
- 加害者のことを考えただけで気持ちがおかしくなる。
- 加害者本人やその親族や第三者に嫌がらせやお礼参り等をされないか心配。

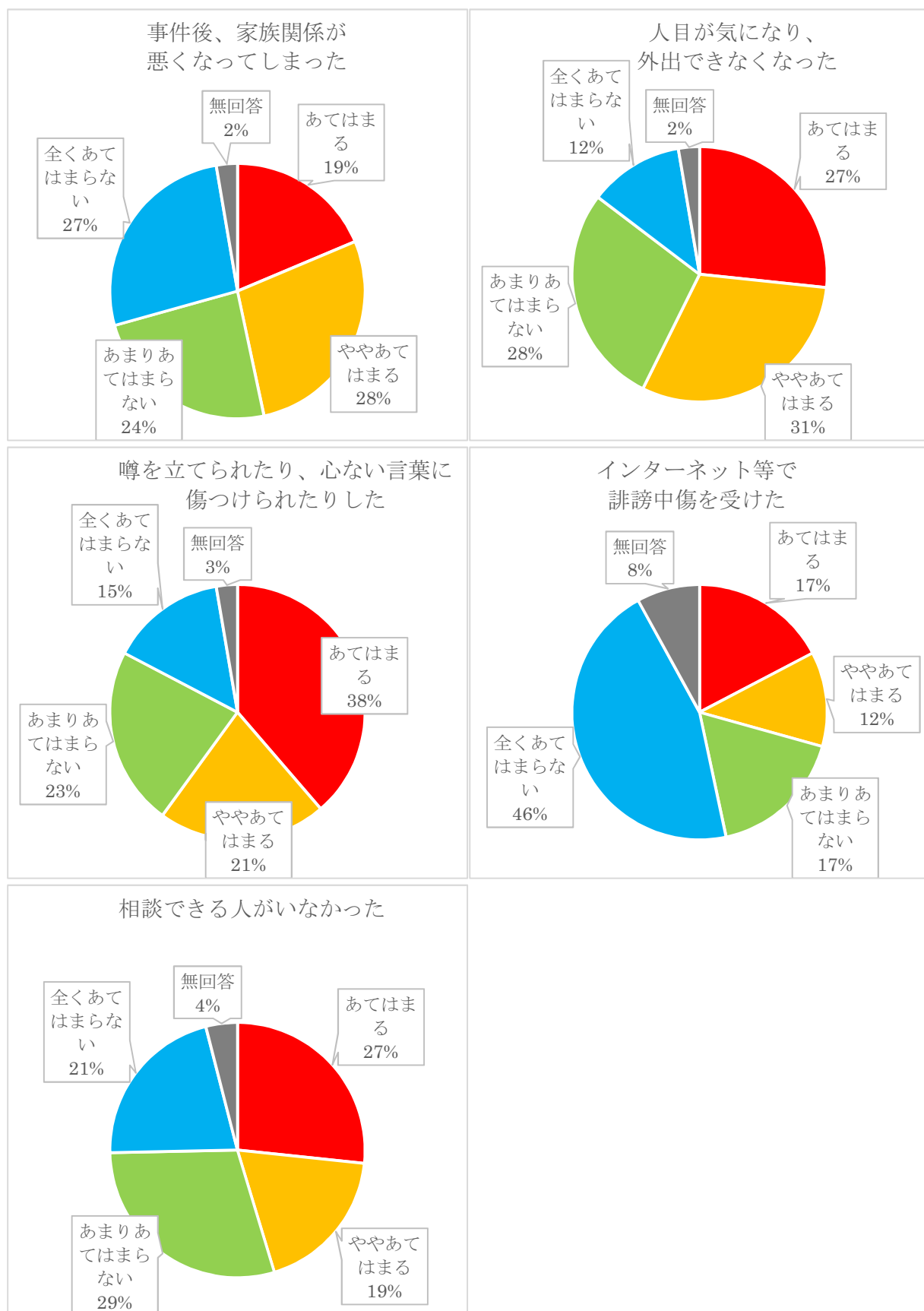
考察

加害者の態度によって被害者等は更に傷つけられていることから、加害者と関わる必要のある裁判等の際に、心のケアも含めた付添などの支援が必要だと思われる。

また、加害者からまた危害を加えられるのではないかと不安であるという設問に対して、あてはまる又はややあてはまるという回答が半数以上であり、安全の確保が必要だと思われる。

(6) 人間関係について

項 目	全くあてはまらない	あまりあてはまらない	ややあてはまる	あてはまる	無回答
事件後、家族関係が悪くなってしまった	27%	24%	28%	19%	2%
人目が気になり、外出できなくなった	12%	28%	31%	27%	2%
噂を立てられたり、心ない言葉に傷つけられたりした	15%	23%	21%	38%	3%
インターネット等で誹謗中傷を受けた	46%	17%	12%	17%	8%
相談できる人がいなかった	21%	29%	19%	27%	4%
その他、人間関係で悩まれた問題がありましたら、ご記入ください。					



自由記述部分の回答

- 誰も信用出来なくなった。
- 会社、家族、親類等はよくしてくれた。
- 家族以外は縁が切れた。
- 事故事件後と前で、人間関係ががらりと変わった。
- 被害者より、加害者達の方が守られている気がした。
- 事件のことを知らない人間関係の中で生活したいと思った。
- 家族や親族間の関係が悪くなった。
- 一人でいることが一番楽になってしまった。
- 職場で私への態度が豹変した人がいた。
- 人も言葉に敏感になってしまい、落ち込むことが多い。
- 家族の中でもお互い何を考えているかわからなくなってしまった。
- 人目を避けるようになった。
- 悪いように噂された。
- すべての人に対して人間不信。
- インターネット等での誹謗中傷。
- 地域の活動や子どもの参観日も行けず、子ども達の親同士の付き合いができなくなった。

考察

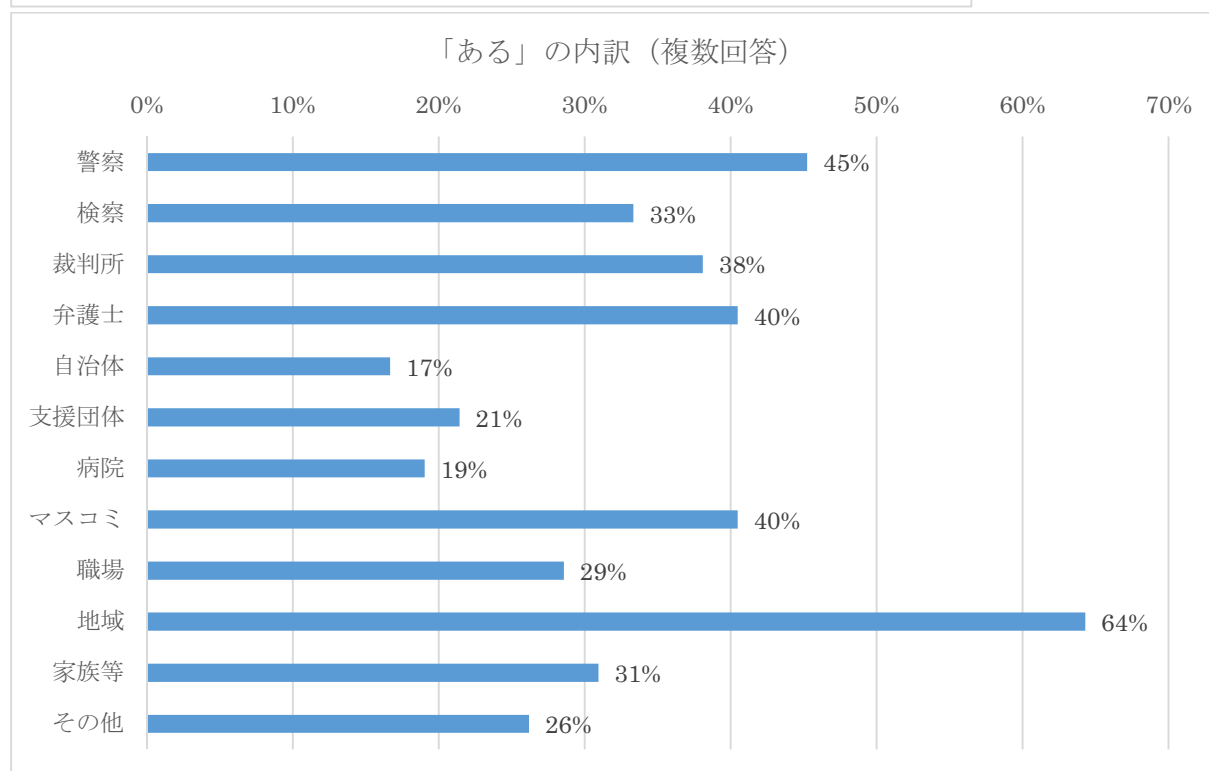
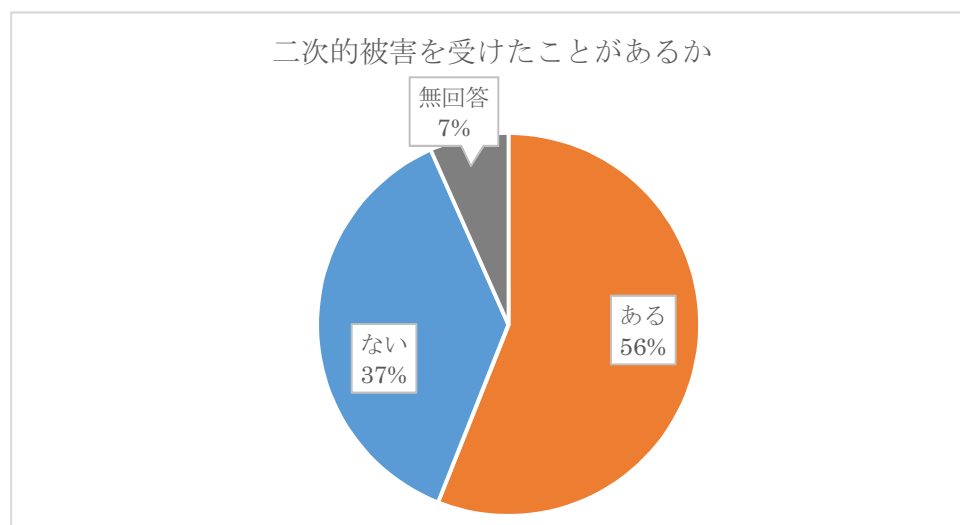
身近な人に支援してもらったという回答がある一方で、噂や心ない言葉に傷つけられたという回答も多く、被害者等を孤立させないよう、地域が理解し寄り添うなど、社会全体で支援を行うことについての啓発が必要だと思われる。

（７）その他悩まれた問題について

自由記述部分の回答

- 死を受け入れる事が未だに出来ずにいる。
- 取材の許可を取らずに勝手に記事にする人がいた。
- 交通事件は犯罪と認識されにくく、仕方ないことと思われがちであり、そのために心ない言葉にたくさん傷つけられた。
- 一人になることが不安な時に付き添いをお願いできる制度があると有難い。
- 家族、親戚であっても、立場の違いで考え方も違う為、関係が事件前とは大きく変わってしまう。小さな子どもにも影響を及ぼす。
- 犯罪被害者が置かれている状況や心情、支援の必要性について社会の理解はまだ不十分。
- 直後より時間が経ってからのほうが、心が痛く辛かった。
- いまだに多くの知人友人に家族の死を伝えることができない。
- 周囲の人から元気づけと思われる言葉がけがあったが、事件直後はかえってつらかった。
- 家族の死は筆舌に尽くしがたい悲しい事態である。
- 友人らも「被害者は国が守って支援を受けている」と認識していて「忘れられた存在」ということを理解してもらうのに時間がかかった。

問4 今までに、二次的被害（事件に関連したことで周囲から傷つけられるなどの被害）を受けたことがありますか。（どちらかに○）



自由記述部分の回答

警察

- 被害者に過失がないか調書をとられたとき、捜査上仕方がないとわかってはいるが、傷ついた。
- 心ない言葉を言われ、傷ついた。
- 遺品を雑にあつかわれた。
- 調書作成の時の態度が事務的で、遺族に対する配慮など一切感じられなかった。
- 事件の情報を何も教えてもらえなかった。
- 二度目に概要を聞きに行った時、明らかに面倒な態度をされた。
- 遺品を見て涙ぐんだ時、早くしてと言われた。
- やる気のない態度で本当にがっかりした
- 「忙しい」と言われ話を聞いてもらえなかった。

検察

- 検事の言葉に傷つけられた。
- 被害者の立場にたって考えてくれていないと感じた。
- 事件を軽く扱われていると感じた。
- 横柄な態度。
- 1 審の裁判まで検事が 3 人かわったこと。
- 途中から副検事にかわった。

裁判所

- 刑が軽い。
- 長期の開廷予定が知りたかった。
- 遺影の持ち込みについて制限された。
- 判決文の文言に傷ついた。
- 被害者が単なる証拠として扱われ、敬意を持って扱われなかったと感じた。
- 手続きの際、事務官にどなられた。
- 一生懸命資料を作っても訴えても結局はマニュアル通り。
- 中立公正であることと事務的で冷たいことはべつのはず。
- 「裁判は被害者の為にあるのではない」と言われた。

弁護士

- 弁護士に被害者の人格を否定された。
- 相手方の弁護士のせいで事実がかくされた。
- 相手の弁護士によって傷つけられた。
- お金の事しか関心がなかった。
- 加害者には国選弁護人がつくが、被害者は置きざりにされ、無力感を感じた。
- 相手の弁護士が、こちらが悪いような発言を繰り返した。私の名前を裁判で連呼し、まるで私が悪者のようだった。
- 専門家と一般のギャップに被害者が傷つく。

市役所・区役所など

- 相談窓口がなかった。専門的な知識を持った人を置いて窓口を作るべき。
- 心ない事を言われた。
- 手続きで受付の人に知識がなく、待たされた。別室に通して早急に対処して欲しかった。
- 研修等で、居眠りを始めた職員がいた。
- 検案書がたらい回しされた。多くの人に読まれとても不快。
- 加害者の関係者が役所窓口にいて行き辛かった。

支援団体

- 電話での対応がすごく冷たかった。
- 何度も電話したが、つながらなかった。
- 被害者のための支援ではなく、支援者がしたい支援、実績をあげるための支援と見受けられる場面が多々ある。
- 加害者を支援する宗教家からの不愉快な対応。
- ボランティアの教育が充分でなく、電話で「そんな考え方ではダメだ」と否定された。
- 傷つけられる言葉がある。

病院

- 生死をさまよっている被害者に対して緊迫感が感じられなかった。
- やたらと絶望的な話をしてきた。
- 医者の説明が理解できなかった。
- 犯罪被害者等への理解が乏しく、十分話を聞いてもらえなかった。

マスコミ

- 取材のため記者が家の周りをうろつく、外出時につきまとう、友人の家に押しかけるなどされた。
- 真実でない事を報道された。
- 被害者の都合は全く関係なくマスコミの都合で取材に来る。
- 勝手に写真や個人情報を公にされた。
- 決めつけて報道された。
- 遅い時間や大きな声、近隣・職場への取材で配慮がない。
- そっとしておいて欲しかった。
- 取材を断っても何度も来る。

職場

- 解雇通告を受けた。
- 心ない言葉に傷つけられた。
- 手続き等の為、休みたくても理解してもらえなかった。
- 生活のために仕事復帰した際「元気になってよかった！」と言われ気持ちとのギャップに辛さが増した。
- 同僚とうまくいかなかった。
- 「殺されて当然だ」と言われた。

地域の人

- 近所の人目が怖く外出できなくなった。
- 心ない言葉に傷つけられた。
- いろいろ噂を流された。
- 加害者の立場に同情する内容の話をされた。
- 遠巻きにされているような視線や態度。
- 仲間はずれ。
- 殺される側にも理由があるのではという発言。
- 「事件にあったのは宗教の誘いに入らないため」と言われた。
- 事件事故前のように接することができなくなった。
- 「いつまで悲しんでいるの」と言われた。
- 加害者達を守るため、死亡した被害者の悪口を言う。
- ミーハー的興味本位で聞いてくる。

家族・親族

- 保険金の話をしてくる人がいた。
- 疎遠になった。
- 同じ家族内であっても、「助け合う、支えあう」ことは難しいと感じた。
- 家族との不和。
- 「もう一人産めばいい」と言われた。
- 「しっかりしろ」、「泣くな」と言われた。
- 「犯罪にあって恥ずかしい」と言われた。
- 10年以上経過しても理解されないと思うことが今でもある。

その他

- 多くの人が交通事故は仕方ないことと考えていると感じる。
- インターネット掲示板。
- 犯罪被害者等支援に関する講演に関心のない人々が来場し、居眠りやおしゃべりをしており、とても辛かった。
- 加害者やその家族が近所にいることで、傷つくことや、引っ越さなければならないことがある。
- 被害者・遺族の年齢、性別、職業等で支援の対応に差別があってはならない。
- 何年経過しても家族がいればなおのこと、形を変えた悲しみや苦しみが生まれる。

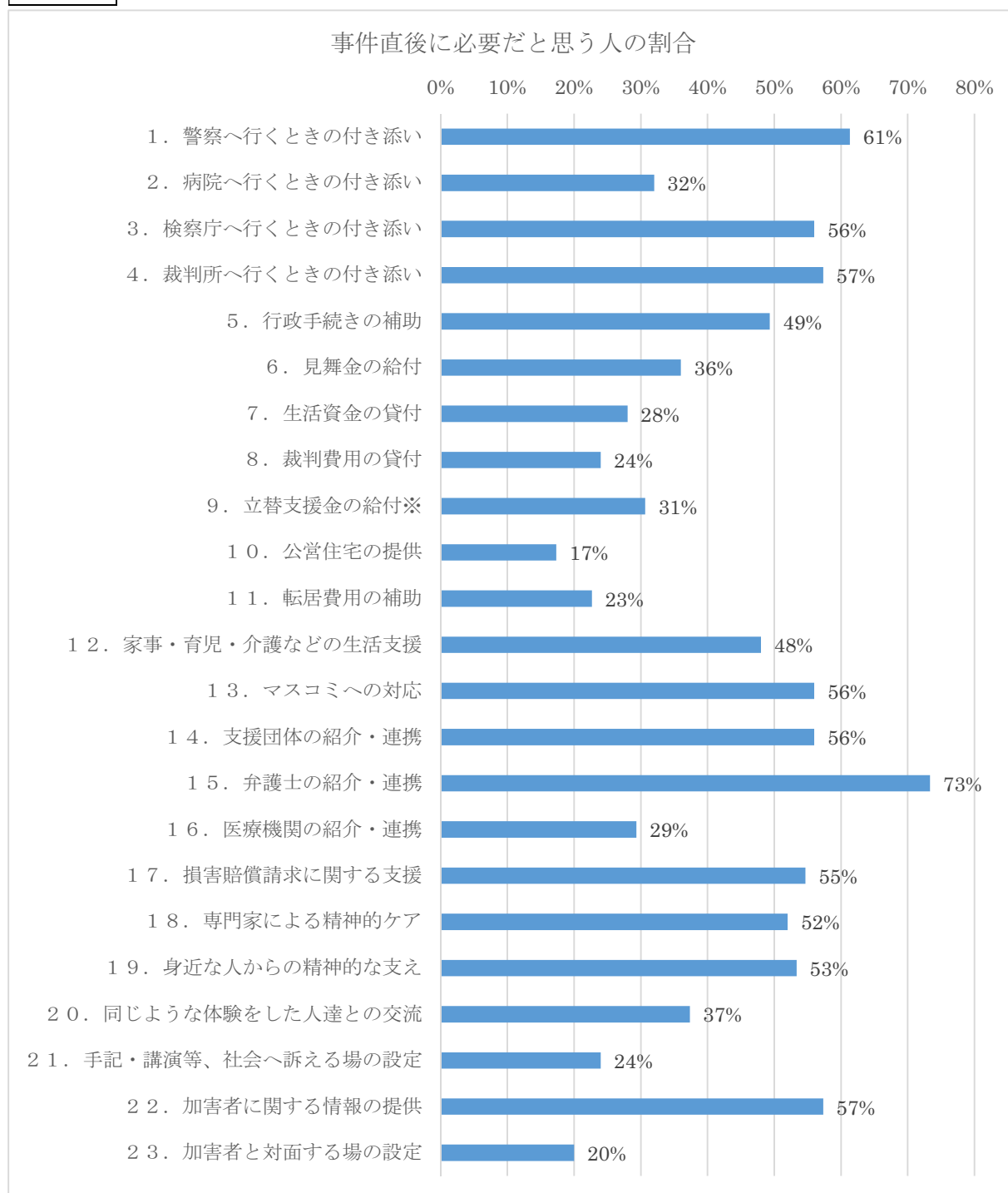
考察

6割の人が二次的被害を受けたと回答しており、その主な内容としては、心ない言葉や態度によって傷つけられた、報道によるプライバシーの侵害、噂を流された、十分な情報や説明等がなかった等の回答があった。これらの二次的被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況や心情、必要な支援等に関する啓発が必要だと思われる。また、犯罪被害者等を支援する立場の人からの二次的被害もあることから、支援者への研修等も必要だと思われる。

問5 事件後に必要な支援について

(1) 次のうち、必要だと思うものに○をつけてください。(○はいくつでも)

事件直後



自由記述部分の回答

- 食事、買い物などの日常生活、育児、介護や葬儀の準備などの支援。
- サポートセンターや自助グループなどがあることをもっと宣伝してほしい。
- とりあえず生活していく為のすぐもらえる一時金等の支給。
- マスコミの対応。
- やること、やらなければいけない事をわかりやすく説明してくれる専任の人。
- メンタルサポート。
- 弁護士費用の給付・貸付。
- 立替支援金の給付は本来、国が行うべきことと思うが、決して税金を充当せず、加害者の責任を追及すべきである。
- どんなに支援が充実しても周知されなければ被害者には届かない。
- 支援の充実とともに意識改革、啓発活動は地域自治体の大切な役割。
- 何から何までわからないことばかり、何を相談してよいかわからない。
- お金、精神面すべてにおいて支援が必要。

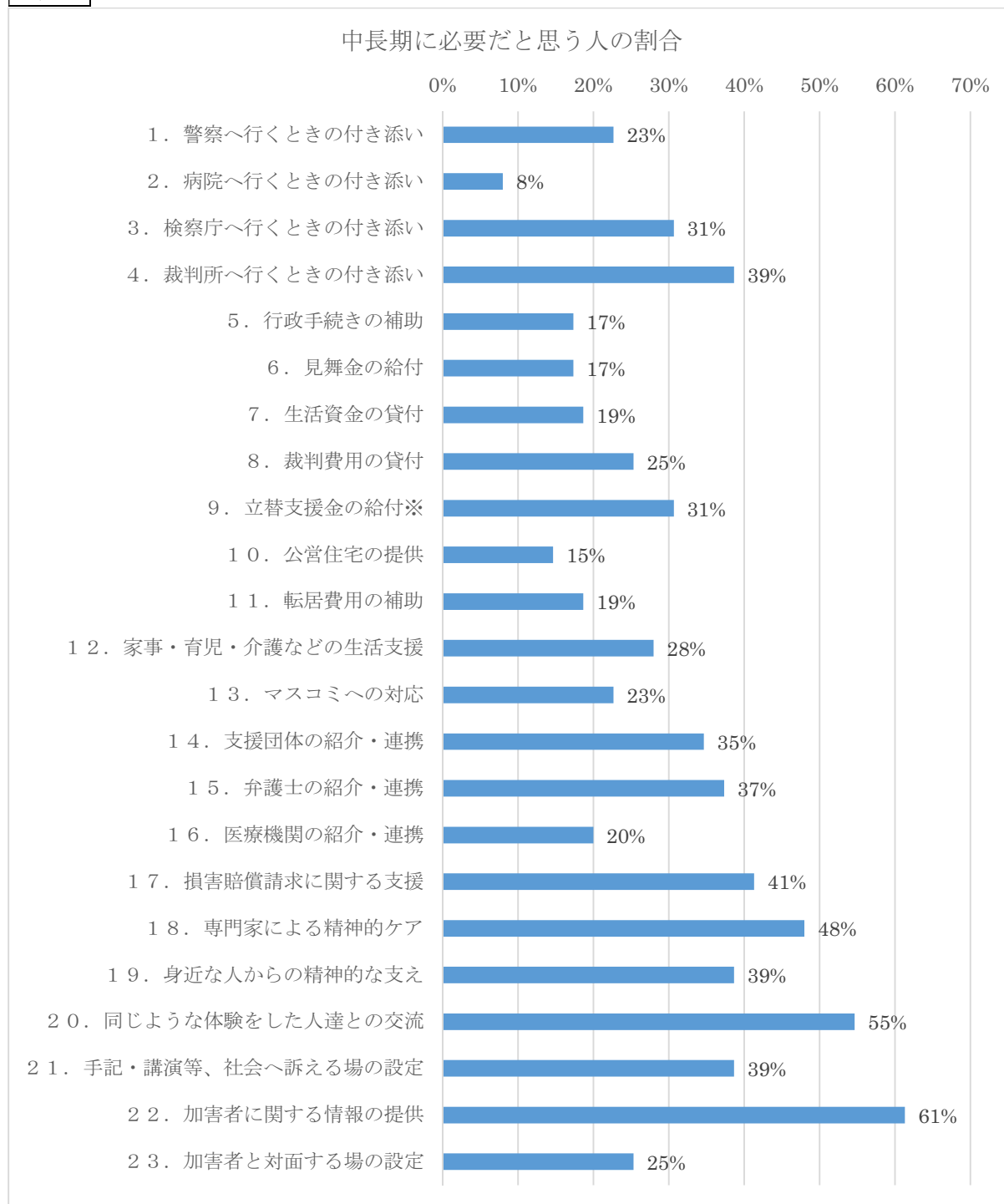
考察

事件直後は司法・行政機関において様々な手続きを行う必要があるため、その手続きへの付き添いや補助などの支援を望む声が多い。また、弁護士をはじめとする支援機関・団体等の紹介についても多くの方から求められている。

犯罪被害に遭うことで大きな精神的被害を受けることから、専門家によるケアや身近な人からの支援を求める声も多く、精神的被害によって日常生活にも大きな影響が出ることから、家事・育児・介護などの生活支援を求める声も多い。

これらの支援施策の充実も重要ではあるが、その施策が周知されていなければ利用ができないという声もあり、施策の充実とともに、それを周知していくことが重要だと思われる。

中長期



自由記述部分の回答

- 事件を風化させないための広報や、活動する場の提供。
- 裁判中の支援。
- 同じような体験をした人達に出会えるという事は大変いい事だと思う。
- 安心して話ができる場所。
- 社会復帰するための支援。
- メンタルサポートの継続。
- 直後からずっと最後まで寄り添っていただける存在。

- 自助グループ活動の支援。
- 加害者が仮釈放の時支援。
- 1つの窓口で総合的に案内いただける窓口や別室等の設置と、精通した職員の対応。
- 既存の制度の適用対象者を犯罪被害者等も適用拡大すること。
- 今後の長い生活全般の相談

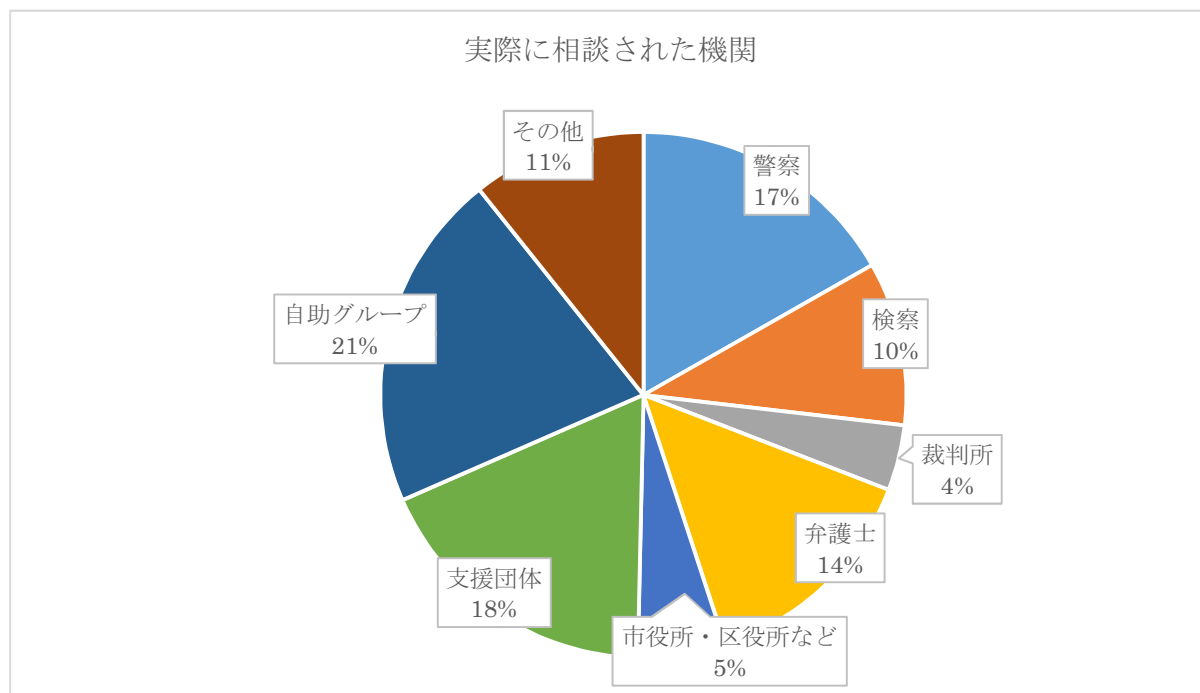
考察

中長期においても、事件直後と同様に精神的なケアは多くの方から求められている。また、裁判は長期にわたり行われることも多いため、裁判に関する支援についても求める声が多くなっている。

事件直後と比較して、加害者に関する情報の提供や加害者と対面する場の設定といった加害者に関係するもの、同じような体験をした人達との交流、手記・講演等、社会へ訴える場の設定などを求める声が増加している。

(3) 実際に相談された機関・受けられた支援についてご記入ください。

実際に相談された機関	警察	検察	裁判所	弁護士	市役所・区役所など	支援団体	自助グループ	その他
割合	17%	10%	4%	14%	5%	18%	21%	11%



自由記述部分の回答

警察

- 行政手続き、刑事裁判などについて相談。
- 裁判時の保護対応。
- 支援団体があることを教えてもらった。
- 捜査状況案内、情報提供ビラ配布。
- 警察署でのカウンセリングなど。
- 直後のマスコミ攻勢への対策方法を教えてもらった
- 何の相談もできなかった
- 訪問・役所への付き添いをしてもらった

検察

- 被害者参加制度。
- 裁判への手続き支援。
- 検事の言葉に”心”が救われた。
- 何の相談もできなかった
- 裁判の時の席をとってもらった
- 親身に話を聞いてもらった

裁判所

- 被害者参加制度。

弁護士

- 刑事、民事の相談。
- 被害者参加制度。
- 法テラス。
- 裁判所への付き添い。
- マスコミに対する対応窓口になって頂いた。
- 意見陳述の推考
- 民事について、気持ちに寄り添った進め方をしてもらった

市役所・区役所など

- チラシの配布やパネル展示。
- 障害者手帳。
- 市営住宅の制度について。
- 別室に案内され、全て一度で処理してもらえた。

支援団体

- 事件直後から現在まで、あらゆる相談。
- 裁判の付添や手続きについて支援をうけた。
- 専門家による精神的ケア。
- 弁護士、自助グループの紹介。
- 相談できることも知らなかった

自助グループ

- 体験者による裁判、検察、警察への対応の仕方。
- 裁判の傍聴支援。
- 同様な体験をした人との交流。
- 弁護士の紹介。
- 心のケア。
- 全国各地の被害者団体からの情報提供。
- 同じ境遇の人と多くを語らなくても分かり合える。精神的な安定が保てる
- 話すことによって癒される
- 全国各地の被害者団体からの情報提供。支えあいの機会や場所の提供

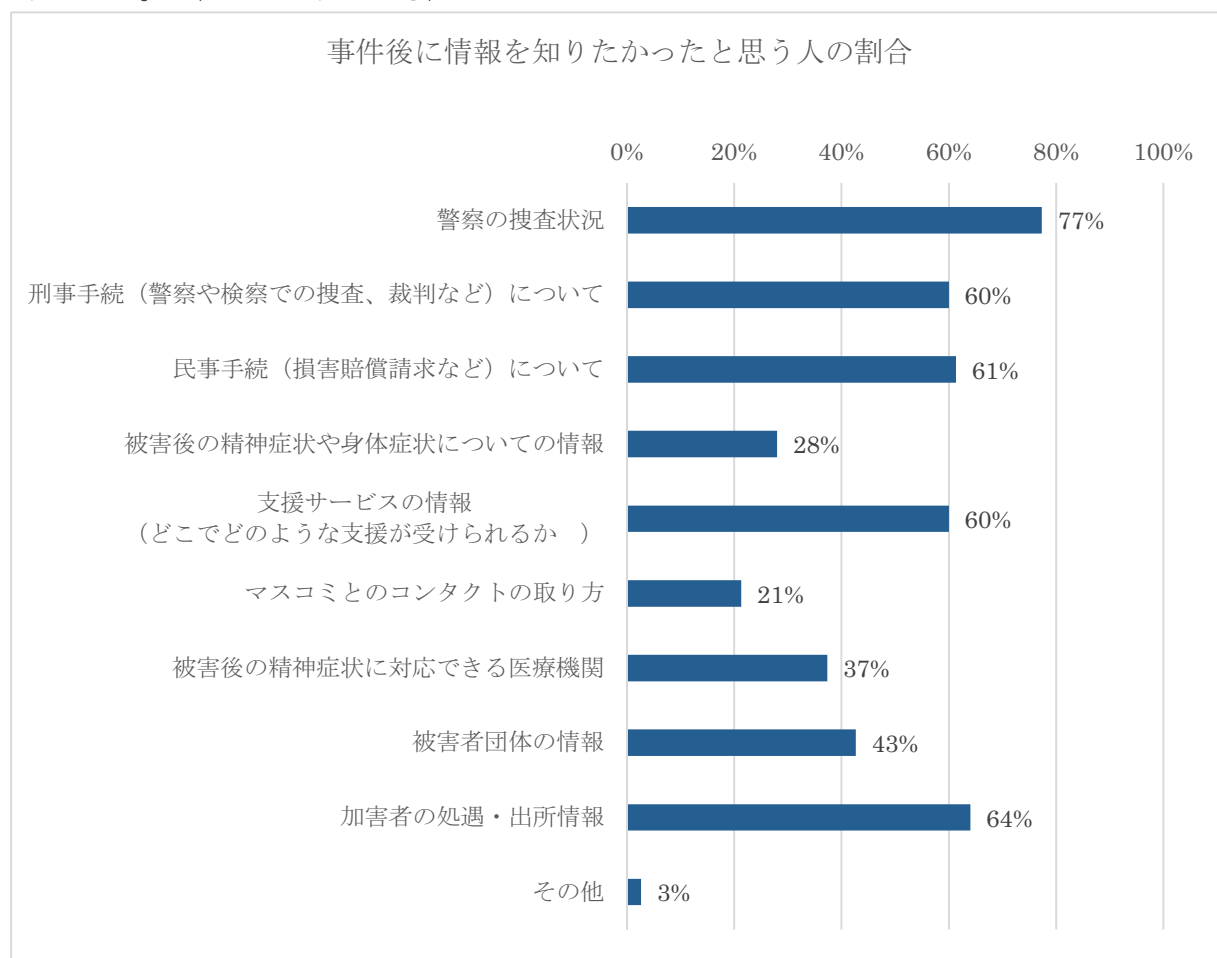
その他

- 病院
- 地元自治会
- マスコミ
 - 自助グループとの橋渡し、被害者団体の情報、署名活動・被害者の想い・支援の必要性の報道、法律の解説や裁判・公判の解説情報。
- 友人
 - 事件前と同じように接してくれる。
- 見知らぬ人
 - 励まし、応援。
- 勤務先
 - 異動の配慮や特別休暇の取得。

考察

実際に相談した機関については、多い方から順に自助グループ、支援団体、警察となっている。一方で市役所・区役所などに相談された方は2番目に少ないという結果になった。市役所・区役所への相談が少ない理由として、回答者の半数が事件から10年以上経過しており、事件当時、市役所・区役所では犯罪被害者等支援に関する窓口が存在していなかったことが考えられるが、市役所・区役所において犯罪被害者等支援に関する相談を行っていることについての周知も大きな課題だと思われる。

問6 事件後にどのような情報を知りたかったですか。あてはまるものに○をつけてください。（○はいくつでも）



考察

警察の捜査状況、刑事手続について、加害者の処遇・出所情報といった刑事裁判に関わる情報を求める声が多いという結果になった。その他、民事手続についての情報や支援サービスの情報を求める声も多い。刑事・民事問わず、多くの方が裁判には馴染みがないため、一連の流れや必要な手続き等に関する分かりやすい情報の提供が必要だと思われる。

問7 その他、犯罪被害者等支援に関してご意見があれば、ご記入ください。

自由記述部分の回答

- 支援団体は最後まで支援することを約束してほしい。途中でやめないでほしい。
- 大きなショックから心も頭もこわれてしまう。どれだけ年月が経とうと遺族たちは毎日必死で生きていることを少しでもわかってほしい。
- 他人事のように思っていたけど、いざ当事者になってみると一人では何もできないことがわかった。
- 生きたくても生きられなかった人がいることを思い、行動してほしい。
- 被害にあってから苦しみはずっとつづく。
- 経済面では難しい手続きのない一時金の支給、心理カウンセラーの配置、特に子供の心のケアは大切。
- この国は加害者よりの考え方はできても、被害者や遺族が苦しんでいることは理解してもらえないことを当事者になってよくわかった。いまだに苦しんでいる。
- 未解決の事件の遺族が受けられる支援を教えてほしい。
- 犯罪被害者基本法ができた以上、その制度として行政が責任をもたなくてはならない。
- 被害者目線の対応ができる場所を作してほしい。
- 関心のない人にも興味を持ってもらえる内容が必要。
- 自分の気持ちを100%伝えるのは遠慮がちになる。昨日まで他人だった人に本心は伝え辛い。
- 心のどこかに持っている交通事故は故意ではないのだから仕方がないという認識を改めてもらえるような条例づくりをしてほしい。
- 被害者にメリットのある組織とか助言いただける仕組みを希望。
- そもそも被害者のほうが転居するのがおかしい。
- 被害者になるとすべてが敵に思え、多くのものと闘わなくてはならない中、「支援・相談窓口」等にたどりつくと、やっと味方になってもらえると思い、安心感や期待感を抱くが、その機関での心無い言葉や対応は、加害者から与えられるダメージ以上の傷つきになる。
- ニーズは千差万別で対応に困難を要すると思うが、それぞれのニーズにアンテナを張り、マニュアル通りの対応にならないようにしてもらいたい。
- どの関係機関にも研修を増やし、「支援ができる人」を育てることが最重要。プロ意識があり、きちんと責任をとれる個人、組織が作られることが何よりの要望。

犯罪被害者等二一ズ調査 調査票

問1 あなたについて（差し支えない範囲でお答えください）

年 齡 代 性 別

居住地 名古屋市内 ・ 名古屋市外

問2 被害内容について

(1) いつ、どこで、どのような事件でしたか。

年 月 場所 名古屋市内 ・ 名古屋市外

罪種 (当てはまるものに○)

1. 殺人・傷害致死 4. 強盗
2. 傷害 5. 性犯罪
3. 交通被害 6. その他 ()

概要（差し支えのない範囲でお答えください）

--

(2) あなたは、被害者とどのような関係ですか。(あてはまるもの全てに○)

1. 被害者本人
2. 配偶者
3. 親
4. 子ども
5. きょうだい
6. その他 ()

問3 被害に遭った後、どのような問題に悩まされましたか。それぞれの項目についてお答えください。(あてはまるもの1つに○)

(1) 生活・経済面について

項 目	ま ら な い	全 く あ て は ま ら な い	あ ま り あ て は ま ら な い	あ て は ま る や や	あ て は ま る
収入が減り、生活が苦しくなった	1		2	3	4
事件に関連して、医療費、交通費、裁判費用などの負担が生じた	1		2	3	4
家事、育児、介護などができなくなった	1		2	3	4
事件がきっかけで、退職、休職しなければならなかった	1		2	3	4
マスコミの取材で生活に支障が出た	1		2	3	4
転居しなければならなかった	1		2	3	4
その他、生活・経済面で悩まれた問題がありましたら、ご記入ください。					

(2) 心身の不調について

項 目	ま ら な い	全 く あ て は ま ら な い	あ ま り あ て は ま ら な い	あ て は ま る や や	あ て は ま る
不眠、食欲減退などの症状が1ヶ月以上続いた	1		2	3	4
心身の不調のため、医療機関で治療を受けた	1		2	3	4
無力感に苛まれた	1		2	3	4
その他、心身の不調で悩まれた問題がありましたら、ご記入ください。					

(3) 警察・検察・裁判所での手続きについて

項 目	ま ら な い	全 く あ て は ま ら な い	あ ま り あ て は ま ら な い	あ て は ま る や や あ て は ま る	あ て は ま る
刑事手続きについて分からず困った	1	2	3	4	
警察や検察での事情聴取が苦痛だった	1	2	3	4	
捜査・裁判で思うように情報が得られなかった。	1	2	3	4	
裁判で証言をすることが負担だった	1	2	3	4	
民事裁判の手続きが分からず困った	1	2	3	4	
裁判で損害賠償請求が認められたが、賠償金が支払われていない	1	2	3	4	
その他、警察・検察・裁判所での手続きで悩まれた問題がありましたら、ご記入ください。					

(4) 役所での手続きについて

項 目	ま ら な い	全 く あ て は ま ら な い	あ ま り あ て は ま ら な い	あ て は ま る や や あ て は ま る	あ て は ま る
手続きが煩雑で手間取った	1	2	3	4	
何の手続きをすればいいか分からず困った	1	2	3	4	
その他、役所での手続きで悩まれた問題がありましたら、ご記入ください。					

(5) 加害者について

項 目	ま ら な い	全 く あ て は ま ら な い	あ ま り あ て は ま ら な い	あ て は ま る や や あ て は ま る	あ て は ま る
加害者の態度によって傷つけられた	1	2	3	4	
また危害を加えられるのではないかと不安である	1	2	3	4	
加害者への対応に悩んだ	1	2	3	4	
その他、加害者について悩まれた問題がありましたら、ご記入ください。					

(6) 人間関係について

項 目	ま ら な い	全 く あ て は ま ら な い	あ ま り あ て は ま ら な い	あ て は ま る や や あ て は ま る	あ て は ま る
事件後、家族関係が悪くなってしまった	1	2	3	4	
人目が気になり、外出できなくなった	1	2	3	4	
噂を立てられたり、心ない言葉に傷つけられたりした	1	2	3	4	
インターネット等で誹謗中傷を受けた	1	2	3	4	
相談できる人がいなかった	1	2	3	4	
その他、人間関係で悩まれた問題がありましたら、ご記入ください。					

(7) その他、悩まれた問題がありましたら、ご記入ください。

--

問4 今までに、二次的被害（事件に関連したことで周囲から傷つけられるなどの被害）を受けたことがありますか。（どちらかに○）

1. ある	2. ない
-------	-------

ある場合は、誰から、どのような被害を受けましたか。

誰から	被害の内容
警察	
検察	
裁判所	
弁護士	
市役所・区役所 など	
支援団体	
病院	
マスコミ	
職場	
地域の人	
家族・親族	
その他	

問5 事件後に必要な支援について

(1) 次のうち、必要だと思うものに○をつけてください。(○はいくつでも)

項目	事件直後	中長期
１．警察へ行くときの付き添い		
２．病院へ行くときの付き添い		
３．検察庁へ行くときの付き添い		
４．裁判所へ行くときの付き添い		
５．行政手続きの補助		
６．見舞金の給付		
７．生活資金の貸付		
８．裁判費用の貸付		
９．立替支援金の給付※		
１０．公営住宅の提供		
１１．転居費用の補助		
１２．家事・育児・介護などの生活支援		
１３．マスコミへの対応		
１４．支援団体の紹介・連携		
１５．弁護士の紹介・連携		
１６．医療機関の紹介・連携		
１７．損害賠償請求に関する支援		
１８．専門家による精神的ケア		
１９．身近な人からの精神的な支え		
２０．同じような体験をした人達との交流		
２１．手記・講演等、社会へ訴える場の設定		
２２．加害者に関する情報の提供		
２３．加害者と対面する場の設定		

※市が犯罪被害者に立替支援金を支給し、同額の加害者に対する損害賠償請求権を譲り受け、市が加害者から賠償金を回収する制度

(2) その他、必要だと思う支援があれば、ご記入ください。

(事件直後に必要な支援)

(中長期で必要な支援)

(3) 実際に相談された機関・受けられた支援についてご記入ください。

機関	相談・支援の内容
警察	
検察	
裁判所	
弁護士	
市役所・区役所 など	
支援団体	
自助グループ	
その他	

問6 事件後にどのような情報を知りたかったですか。あてはまるものに○をつけてください。(○はいくつでも)

1. 警察の捜査状況
2. 刑事手続（警察や検察での捜査、裁判など）について
3. 民事手続（損害賠償請求など）について
4. 被害後の精神症状や身体症状についての情報
5. 支援サービスの情報（どこでどのような支援が受けられるか）
6. マスコミとのコンタクトの取り方
7. 被害後の精神症状に対応できる医療機関
8. 被害者団体の情報
9. 加害者の処遇・出所情報
10. その他（ ）

問 7 その他、犯罪被害者等支援に関してご意見があれば、ご記入ください。

☆質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

なお、アンケート結果につきましては、個人が特定できない形で取りまとめ、公表させていただく予定です。

また、取りまとめ結果の送付を希望される方には、別途送付させていただきますので、次のうち、いずれかをお選びください。

1. 電子メールでの送付を希望する

送付先アドレス

2. 郵送での送付を希望する

送付先住所

氏名

3. 希望しない